

各都道府県情報セキュリティ担当部長 }
各指定都市情報セキュリティ担当部長 } 殿

総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

委託事業者へのセキュリティ対策の徹底及び確認について

平素より、当室の業務に格段のご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、兵庫県尼崎市において、業務委託会社の関係社員が個人情報を含むUSBメモリを紛失する情報流出事案が発生致しました。当該事案については、尼崎市による委託事業者への十分なセキュリティ対策の遵守及び確認が行われていなかったことが原因とされております。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、これまでも各地方公共団体に対して、委託事業者に起因する情報漏えい等の事案を防止するため、委託事業者の作業場所の特定、委託業務終了時の情報資産の廃棄など、委託事業者において十分な対策を講じるよう求めるとともに、対策が確保されていることを定期的に確認することを求めてきました。

今回の事案を受け、各地方公共団体においては、改めて委託事業者への情報セキュリティ対策の徹底及び確認に万全を期すようお願いいたします。

併せて、貴都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等にも、この旨周知されるようお願いいたします。

以上

【担当】

総務省自治行政局デジタル基盤推進室
須藤、福富、菅村、鳥山、野田
TEL：03-5253-5364（直通）
E-mail：lg-security@soumu.go.jp

○地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
(令和4年3月版) (抄)

第2編 地方公共団体における情報セキュリティポリシー

第2章 情報セキュリティ対策基準

8 業務委託と外部サービスの利用

8.1 業務委託

(1) (略)

(2) 契約項目

情報システムの運用、保守等を業務委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。

- ・ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
- ・ 委託事業者の責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所の特定
- ・ 提供されるサービスレベルの保証
- ・ 委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法
- ・ 委託事業者の従業員に対する教育の実施
- ・ 提供された情報の目的外利用及び委託事業者以外の者への提供の禁止
- ・ 業務上知り得た情報の守秘義務
- ・ 再委託に関する制限事項の遵守
- ・ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ・ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- ・ 市による監査、検査
- ・ 市による情報セキュリティインシデント発生時の公表
- ・ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

(3) 確認・措置等

情報セキュリティ管理者は、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、(2)の契約に基づき措置を実施しなければならない。また、その内容を統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、その重要度に応じて CISO に報告しなければならない。